



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	西ドイツ社会裁判所法（上）
Author(s)	木佐, 茂男//訳; KISA, Shigeo//ubersetzt von; 倉田, 聡//訳 他
Citation	北大法学論集, 41(1), 347-372
Issue Date	1990-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16756
Type	departmental bulletin paper
File Information	41(1)_p347-372.pdf



西ドイツ社会裁判所法（上）

木佐茂
倉田聡男
訳

はしがき

1 翻訳の対象とねらい

この翻訳は、西ドイツに存在する三つの行政訴訟法のうち、まだ邦訳として紹介されたことのない社会裁判所法 (Sozialgerichtsgesetz) を対象にするものである。周知のように、西ドイツの行政訴訟法には、本稿で扱う社会裁判所法のほかに、租

税関係の争訟に関する財政裁判所法 (Finanzgerichtsordnung) とそれ以外の公法上の争訟 (憲法上の争訟を除く) に関する行政裁判所法 (Verwaltungsgerichtsordnung) がある。これらのうち、後の二つについては、比較的初期のうちにわが国の行政法研究者の手になる翻訳が公表され、また裁判所構成法 (Gerichtsverfassungsgesetz) や民事訴訟法 (Zivilprozeß-Ordnung) などの通常裁判所関係の法令および労働裁判所法 (Arbeitsgerichtsgesetz) の翻訳もそれぞれの専門分野の研究者によつて

料 行われている。

社会裁判所法に関しては、ドイツ行政訴訟への比較法研究の関心が通常の行政裁判権に集中していたためか、あまり顧みられることはなかった。また、同法は社会保険などの社会保障法制度と密接に関連し、その理解にはこれらの個別法領域に対する研究が必要であったという事情も、社会裁判所制度への研究関心を低くしていたようである。なぜなら、西ドイツ社会保障法に対する具体的な比較法研究がなされるようになったのは、比較的最近のことであり、個別法領域での研究でもいわゆる事後手続法である社会裁判所法にまで手がまわらなかつたと思われるからである。そのため、社会裁判所制度に関する紹介や研究は西ドイツ裁判所制度の紹介の際に部分的に言及されるにとどまり、これのみをとりあげている研究は現在までのところ非常に少数である⁴⁾。

しかし、最近の西ドイツ司法法に関する研究をみる限りでは、社会裁判所の裁判官集団や社会裁判所制度における訴訟法の考え方が、一九六〇年代半ばの司法改革に大きな影響を与え、これが訴訟指揮のあり方や形式性の排除という点で他の二つの行政系の裁判権に反映していったと考えられている。そのため、社会裁判所制度を紹介し、これと他の裁判権とりわけ行政およ

び財政裁判権との異同を探ることは、現在の西ドイツにおける行政訴訟のあり方を理解するために有意義であろう。

ここで行った翻訳は、社会裁判所法自体複数の法領域にまたがっているという性格上必ずしも完全なものとはいえないが、しかし、この翻訳は先に述べた西ドイツの裁判所法および訴訟法に関する従来⁵⁾の翻訳作業を補充するものである。同法は社会保障関係の実定法と深く関わっていることから、行政法に限らずひろく訴訟法ならびに社会保障法研究者に資料として利用していただければ幸いである。

2 翻訳上の留意点

ここでは、なるべく最新の条文を翻訳するため、現在の西ドイツ連邦社会裁判所副長官であるクラズナイ(Otto Ernst Krastny)氏の協力によって入手した最新の条文(一九八八年一月二十九日現在のもの⁶⁾)を翻訳し、主要な参考文献として西ドイツでも著名な同法のコンメンタール⁷⁾を用いた。ここに、氏の協力に感謝するとともに、以下、翻訳作業にあたって留意した点について述べておくことにする。

翻訳にあたっては、定訳を尊重しつつ、原語の意味を損なわ

ない限りで日本法の用語を利用し、かつ全体の統一を図るといふ基本方針で臨んだ。社会裁判所法の文言は、一般に法に無知な困窮者が同裁判所の利用者として予測されていたため、立法時に比較的通常の用語に近いものとされたといわれている。そのため、翻訳作業においても、できる限り、そのニュアンスを出すよう努力したつもりである。

なお、原条文上のセミコロン(;)については、日本語としての読み易さを考慮して、すべて句点に統一している。また、社会裁判所法を公示している連邦法律官報(Bundesgesetzblatt)の条文にはないが、便宜上、参考文献であるコンメンタール等を参考として各条文に見出し語をつけた。さらに、翻訳作業において、特に解説が必要と思われる訳語、および行政裁判所法や財政裁判所法との比較で原語の表記に違いがある限りにおいて、注をつけたのでそれぞれ参照されたい。

(1) ここでは、西ドイツの行政裁判所法および財政裁判所法の翻訳の中でも、比較的最近になって公表されたものを紹介するにとどめる。行政裁判所法については、南博方編『条解行政事件訴訟法』(弘文堂、一九八七年)一〇〇〇頁以下所収(南博方、高橋滋共訳)が、財政裁判所法について

は、筑波大学『筑波法政』四号(一九八一年)一二四頁以下所収(南博方訳)がある。

(2) 裁判所構成法については、法務大臣官房司法法制調査部編『法務資料』四二九号(一九七六年)(青山善光訳)、民事訴訟法については、同上四四〇号(一九八二年)(石川明訳)、刑事訴訟法については、同上四三七号(一九八一年)(米沢慶治訳)がある。

(3) 労働裁判所法については、日本労働協会編『日本労働協会雑誌』二三卷二号(一九八一年)七四頁以下および同三号(一九八一年)六〇頁以下所収(日本労働協会争訟手続研究会訳)がある。

(4) 社会裁判所制度のみを紹介したものは、訳者の接した限りでは、清水芳一「西ドイツ社会裁判所草案の構想」『社会保険時報』二七卷四・五号(一九五四年)九頁、清野幾久子「西ドイツ社会裁判所」『明治大学大学院紀要(法学)』二三卷一号(一九八六年)一二三頁、の二つしかない。

(5) 最近の西ドイツ司法事情に関しては、木佐茂男『人間の尊厳と司法権』(日本評論社、一九九〇年)が詳しい。なお、一九六〇年代半ばの司法改革の概要等については、同書第四章(二八七頁以下)の部分参照されたい。

(6) 社会裁判所法は一九五三年九月三日に成立している(同年の連邦法律官報一・二二三九頁)が、一九六〇年代半ばの司法改革により一九七五年にやや大規模な改正があった

ため、条文も一九七五年九月二三日に改めて公示されている（同年の連邦法律官報I二五三五頁）。ここでは、一九七五年に公示された条文をもとに、その後の改正部分を加えた。なお、同法成立の歴史的背景や具体的な内容等の紹介については、別稿を予定している（倉田聡「西ドイツ社会裁判所制度の沿革」、『北大法学論集』四一卷二号に掲載予定）ので、そちらを参照されたい。

(7) 本稿は J. Jens Meyer - Ladewig, Sozialgerichts-gesetz 3. Aufl. (C.H.Beck 1987) を用いた。

社会裁判所法

(一九七五年九月二三日連邦法律官報I二五三五頁)

第一編 裁判所の構成

第一章 裁判権および裁判官職

第一条 「特別行政裁判所」

社会裁判権は、行政庁から分離された独立の特別行政裁判所により行使される。

第二条 「社会裁判権の裁判所」

社会裁判権の裁判所として、州に社会裁判所および州上級社会裁判所を、連邦に連邦社会裁判所をおく。

第三条 「裁判官の構成」

社会裁判権の裁判所は、職業裁判官および名誉職裁判官で構成される。

第四条 「書記課」

各裁判所に、必要数の書記官を配置した書記課をおく。詳細については、連邦社会裁判所に関しては連邦労働社会秩序大臣が、社会裁判所および州上級社会裁判所に関しては州法により権限を付与された機関がこれを定める。

第五条 「裁判所による援助および官庁による援助」⁽¹⁾

- (1) すべての裁判所、行政庁および官庁による援助を行なう。
- (2) 社会裁判所への裁判所による援助の依頼は、その区域内で職務行為が行なわれる社会裁判所に対してなされなければならない。この依頼は裁判部の長により行われなければならない。依頼された社会裁判所の所在地を離れて職務行為が行なわれるべき場合、当該裁判所は裁判所による援助を区裁判所に求めることができる。

(3) 裁判所構成法第一五八条ないし第一六〇条、第一六四条な

いし第一六六条、一六八条はこれを準用する。

第六条 「総務部、事務配分」

以下の各号に該当する場合、社会裁判権の裁判所について、裁判所構成法第二章の規定を準用する、

一 総務部は、名誉職裁判官をあらかじめ各年度につき、少なくとも四半期ごとに一ないし複数の裁判部に配分し、弁論を担当する順番を確定し、差し支えがある場合の代理の順序を決定する。ただし、特別の理由をもってのみ、この順序によらないことができる。その際、理由は書面に記載されることを要する、

二 社会裁判所の各裁判部における裁判長裁判官は、職業裁判官がこれにあたる。

第二章 社会裁判所

第七条 「設置、地区、支部」

(1) 社会裁判所は州の裁判所として設置される。裁判所の設置および廃止ならびに裁判所所在地の変更は、法律によりこれを定める。裁判所の管轄区域変更は、法規命令によっても行なうことができる。州政府または州政府の委任する機関は、裁判所

の所在地の他に支部を設置することを定めることができる。

(2) 複数の州は、協定をもって共通の社会裁判所を設置し、または州の境界を越えて裁判所の管轄区域を拡張することができる。

(3) 社会裁判所が廃止され、または裁判所の区域が変更される場合、州の法律をもって、廃止される裁判所または管轄区域を変更される裁判所に係属している事件が他の裁判所に引き継がれることを定めることができる。

第八条 「事物管轄」

社会裁判所は、法律に別段の定めがない限り、社会裁判権を有する裁判所への出訴が開かれているすべての争訟について、第一審として裁判する。

第九条 「構成、服務監督」

(1) 社会裁判所は、裁判長裁判官としての必要な員数の職業裁判官および名誉職裁判官によって構成される。

(2) 削除。

(3) 州政府または州政府の委任する機関が一般的な服務監督を行う。当該機関は、行政事務および服務監督事務を州上級社会裁判所の長官または社会裁判所の裁判長裁判官に、裁判長裁判官が複数の場合はそのうちの一名に、委任することができる。

料 第一〇条 「専門部」

資

(1) 社会裁判所には、社会保険、連邦雇用庁のその他の事務を含めた失業保険および戦争犠牲者援護の各事件について裁判部をおく。必要がある場合には、鉱業に関する災害保険を含めた鉱山労働者保険事件について特別の裁判部をおく。

(2) 第五一条第二項第一文にいう医師または歯科医師と疾病金庫との関係（金庫医師法）に基づく紛争については、特別の裁判部をおく。

(3) 裁判部の管轄区域は他の社会裁判所の管轄区域に拡張されることができ、関係各州は、協定をもって裁判部の管轄区域を複数の州の区域またはその一部に拡張することができる。

第一一条 「職業裁判官の任命」

(1) 職業裁判官は、州法の定めるところにより州上級社会裁判所の管轄区域につき設置された委員会の協議を経て、終身で任命される。

(2) 委員会には、管轄を有する最上級の州行政当局により設置される。委員会には、適切な割合で、被保険者、使用者、援護受給資格者、戦争犠牲者援護または重度障害者法に習熟した者の各代表者および社会裁判権の代表者が所属する。

(3) 社会裁判所においては、試用裁判官および受任裁判官を用

いることができる。

第二二条 「裁判部の構成」

(1) 社会裁判所の各裁判部は、一名の裁判長裁判官および陪席裁判官としての二名の名誉職裁判官により職務を行う。

(2) 社会保険事件および失業保険事件を扱う裁判部においては、名誉職裁判官は各々被保険者側および使用者側に属する。社会保険の各部門の事件につき特別の裁判部がおかれている場合、これらの裁判部の名誉職裁判官は各保険部門に関係する者とする。

(3) 金庫医師法事件を扱う裁判部においては、疾病金庫側および金庫医師（金庫歯科医師）側から各一名の名誉職裁判官が関与する。金庫医師（金庫歯科医師）の事件においては金庫医師（金庫歯科医師）のみが名誉職裁判官として関与する。

(4) 戦争犠牲者援護事件を扱う裁判部においては、戦争犠牲者援護または重度障害者法に習熟した者の側および援護受給資格者側から各一名の名誉職裁判官が関与する。その際、援護受給資格者の遺族が適切な割合で関与するものとする。

第一三条 「名誉職裁判官の選任と在職期間」

(1) 名誉職裁判官は、州政府または州政府の委任する機関により推薦名簿（第一四条）に基づいて、四年の任期で任命される。

名譽職裁判官は、少数者集団を公平に配慮して、適切な割合で推薦名簿から選任されなければならない。

(2) 名譽職裁判官は、その在職期間の終了後、後任者が選任されるまで職務を遂行する。再任は許される。一時的な必要のある場合、州政府または州政府の委任する機関は、別の名譽職裁判官を一年に限り選任することができる。

(3) 社会保険、失業保険および戦争犠牲者援護の各事件を扱う裁判部に選任される名譽職裁判官の定数は、州法によりこれを定める。その際、鉱山労働者保険事件および金庫医師法事件を扱う裁判部の名譽職裁判官の定数は、各別に定められなければならない。

(4) 社会保険事件および失業保険事件を扱う裁判部の名譽職裁判官の選任にあつては、裁判所管轄区域内に居住する各保険部門の被保険者数の比率が相当に考慮され、主要な営業部門とりわけ他者の労働力に依存しない自営業者集団も考慮されなければならない。

(5) 戦争犠牲者援護事件を扱う裁判部の名譽職裁判官は、推薦資格者により代表される戦争犠牲者および重度障害者法第一条および第二条という障害者の人数を基礎として、適切な割合で選任されなければならない。

第一四条 「推薦名簿、推薦権」

(1) 推薦名簿は、必要とされる名譽職裁判官の最高数の一倍半を登載するものとする。

(2) 社会保険事件および失業保険事件を扱う裁判部に関与する名譽職裁判官の推薦名簿は、労働組合および社会政策的または雇用政策的な目的を有する独立の被用者団体ならびに使用者団体および第一六条第四項第三号に掲げられる最上級の連邦または州の行政当局により作成される。

(3) 金庫医師法事件を扱う裁判部に関与する名譽職裁判官の推薦名簿は、裁判所の管轄区域ごとに金庫医師(金庫歯科医師)協会および疾病金庫連合会により作成される。

(4) 戦争犠牲者援護事件を扱う裁判部については、戦争犠牲者援護または重度障害者法に習熟している者の推薦名簿は州援護局により、援護受給資格者および障害者の推薦名簿は裁判所の管轄区域内にある戦争犠牲者および重度障害者の連盟により作成される。

第一五条 削除

第一六条 「人的要件」

(1) 社会裁判所における名譽職裁判官の職務は、ドイツ人で満二五歳に達した者のみがこれを行うことができる。

料

(2) 社会保険事件および失業保険事件を扱う裁判部の名誉職裁判官は、被保険者および使用者から選任される。

(3) 被保険者側の名誉職裁判官としては、失業中の者または自己の保険からの年金を受給している者も選任されることができ

る。
(4) 以下の各号に挙げる者は、使用者側の名誉職裁判官になることができる、

一 恒常的に少なくとも一人の保険加入義務ある被用者を雇用している者。ただし、使用者が同時に被保険者であるかまたは自己の保険からの年金を受給している場合には、家政婦または家事使用人の雇用はこの規定の意味における使用者の地位を基礎づけない、

二 法人または法人格なき人的組織 (Personengesamt-Petit) にあつては、法律、定款もしくは会社定款により単独でまたは代表機関の構成員として、法人または法人格なき人的組織の代表に選任された者、

三 所轄の最上級連邦行政庁の定める細則に従い連邦の官吏および職員、ならびに所轄の最上級州行政庁の定める細則に従い州、ゲマインデおよびゲマインデ連合の官吏および職員、

四 法人もしくは法人格なき人的組織にあつては、包括的代

理権もしくは商事支配権が付与されるか、または業務上自己の権限として被用者を雇用しかつ解雇する権限が付与されている場合の管理職員。

(5) 管轄区域において住民の主要な部分が海運業に従事している社会裁判所の場合、船主、経営者（船舶管理人、商法第四九二条ないし第四九九条）または代理人でない相当の経験を有する航海士も被保険者側の名誉職裁判官として選任されることができる。

(6) 名誉職裁判官は社会裁判所の管轄区域に居住し、または自己の事業所を有し、もしくははその事業に従事しているものとする。

第一七条 〔除斥事由〕

(1) 以下の各号に掲げる者は、社会裁判所における名誉職裁判官の職務につくことができない、

一 判決の結果、公職につく資格を喪失した者または故意による犯罪により六月以上の自由刑を言い渡された者、

二 公職につく資格の喪失を生ぜしめるおそれのある犯罪のために起訴された者、

三 裁判所の命令によつて自己の財産に対する処分権を制限された者、

四 ドイツ連邦議会の選挙権を有しない者。

(2) 社会保険担当機関およびその連合会の理事会、金庫医師（金庫歯科医師）協会の理事会ならびに連邦雇用庁の理事会の構成員は、名誉職裁判官になることができない。

(3) 社会保険担当機関およびその連合会、金庫医師（金庫歯科医師）協会ならびに連邦雇用庁の職員は、自己の労働分野に関する争訟につき裁判する裁判部の名誉職裁判官になることができない。

(4) 疾病金庫およびその連合会ならびに金庫医師（金庫歯科医師）協会の事務長およびその代理人は、金庫医師法事件を扱う裁判部の名誉職裁判官として除斥されない。

(5) 社会裁判所における名誉職裁判官の職務は、社会裁判権の上級の審級における名誉職裁判官に選任された場合、その職務への選任とともに終了する。

第十八条 【拒否事由、辞任】

(1) 以下の各号に挙げる場合のみ、名誉職裁判官職への就任を拒否することができる、

一 満六五歳に達した者、

二 選任に先行して八年間連続して社会裁判権の裁判所において名誉職裁判官として活動してきた者、

三 公衆のための名誉職活動により、名誉職裁判官職への就任を期待できない者、

四 疾病または身体障害により正常に職務を遂行できない者、

五 重大な理由があり、職務の執行が特段に困難になる旨を疎明する者。

(2) 拒否事由は、名誉職裁判官がその選任につき通知を受けた後二週間以内に本人により主張された場合にのみ、考慮される。

(3) 本条第一項第三号ないし第五号に掲げる事由のいづれかが事後に発生した場合、名誉職裁判官は申立てに基づき辞任を許され、それにより弁論に参与することが著しく困難になる場合には、申立てを必要としない。

(4) 就任拒否の正当性または辞任については、総務部により各年度につきあらかじめ定められた裁判部が終審的効力をもってこれを決定する。

第十九条 【職務の遂行、補償】

(1) 名誉職裁判官は、職業裁判官と同等の権利をもってその職務を行う。

(2) 名誉職裁判官は、名誉職裁判官の補償に関する法律により

料 補償を受ける。

第二〇条 「名誉職裁判官の保護」

資

(1) 名誉職裁判官は就任もしくは職務の行使を制限されてはならず、また就任もしくは職務の行使を理由として不利益な扱いを受けてはならない。

(2) 名誉職裁判官への就任もしくは職務の行使を妨げ、または就任もしくは職務の行使を理由に不利益な扱いをする者は、一年以内の自由刑もしくは罰金に処する。

第二一条 「秩序金 (Ordnungsgeld)」

裁判長裁判官は、その義務の履行を怠る名誉職裁判官、とりわけ十分な弁明なくして弁論期日に出頭せずまたは定刻に出頭しない名誉職裁判官に対しては、決定をもって秩序金を課し、その行為により生じた費用を負担させることができる。事後に十分な弁明がなされた場合、決定は取り消されまたは変更されねばならない。決定に対しては不服申立てが許される。不服申立てに関しては、総務部により各年度につきあらかじめ定められた社会裁判所の裁判部が終審的効力をもって決定する。決定に先だち、当該名誉職裁判官の陳述を聴かなければならない。

第二二条 「免職」

(1) 名誉職裁判官は、その選任のための要件が当初より欠けて

いるかもしくは後日欠けるに至ったことが判明した場合、またはその職務上の義務に著しく違反した場合、その職を免ぜられる。

(2) 免職に関しては、総務部により各年度につき定められた裁判部が終審的効力をもって決定する。決定に先だち、当該名誉職裁判官の陳述を聴かなければならない。

第二三条 「名誉職裁判官委員会」

(1) 各社会裁判所には、名誉職裁判官委員会をおく。委員会は、名誉職裁判官によつてその中から選出される六名の委員によつて構成される。委員会は、社会裁判所の服務監督を行う裁判長裁判官、または該当事者がいないかもしくはその者に差し支えがある場合には、最長の勤務歴を有する裁判長裁判官を議長として開催される。

(2) 委員会には、裁判部の設置、事務配分、総務部への名誉職裁判官の配置および名誉職裁判官の弁論担当順名簿の作成に先だち、口頭または書面による意見陳述の機会が与えられなければならない。委員会は、社会裁判所の裁判長裁判官および裁判所行政および服務監督を行なう機関に名誉職裁判官の希望を伝えることができる。

第二四条、第二五条、第二六条 削除

第二十七条 「裁判長裁判官の代理」

- (1) 削除。
- (2) 削除。
- (3) 裁判長裁判官の代理を同一の社会裁判所の職業裁判官が行うことができな場合、代理は総務部の申立てに基づき州政府または州政府の委任する機関により決定される。

第三章 州上級社会裁判所

第二十八条 「州上級社会裁判所の設置、所在地」

(1) 州上級社会裁判所は州の裁判所として設置される。州上級社会裁判所の設置および廃止ならびに裁判所所在地の変更は、法律によりこれを定める。裁判所の管轄区域の変更は法規命令によっても行うことができる。

(2) 複数の州は共通の州上級社会裁判所を設置することができる。

第二十九条 「職分管轄」

州上級社会裁判所は、社会裁判所の判決に対する控訴およびその他の裁判決定に対する抗告につき第二番として裁判する。

第三〇条 「構成、服務監督」

(1) 州上級社会裁判所は、総務部、裁判長裁判官、その他の職業裁判官および名誉職裁判官によって構成される。

(2) 州政府または州政府の委任する機関は、一般的な服務監督を行なう。当該機関は、行政事務および服務監督の事務を州上級社会裁判所の長官に委任することができる。

第三一条 「専門部」

(1) 州上級社会裁判所には、社会保険、連邦雇用庁のその他の事務を含む失業保険および戦争犠牲者援護の各事件を扱う裁判部⁽⁵⁾をおく。必要がある場合には、鉱業に関する災害保険を含めた鉱山労働者保険事件を扱う特別の裁判部をおく。

(2) 金庫医師法事件につき特別の裁判部をおく。

(3) 関係各州は、協定をもって裁判部の管轄区域を複数の州の区域またはその一部に拡張することができる。

第三二条 「終身身分の裁判官」

(1) 職業裁判官は、州法にしたがい管轄を有する機関により終身で任命される。

(2) 削除。

第三三条 「裁判部の構成」

各裁判部は一名の裁判長裁判官、その他二名の職業裁判官および二名の名誉職裁判官の構成により職務を行う。第一二条第

料 二項ないし第四項はこれを準用する。

第三四条 削除

資 第三五条 「名譽職裁判官」

(1) 州上級社会裁判所の名譽職裁判官は、満三〇歳に達していなければならぬ。州上級社会裁判所の名譽職裁判官は最低四年間社会裁判所の名譽職裁判官の経歴をもつものとする。その他については、第一三条ないし第二三条を準用する。

(2) 第一八条第四項、第二一条および第二二条第二項の規定に該当する場合には、総務部により各年度につきあらかじめ定められた裁判部が決定する。

第三六条、第三七条 削除

第四章 連邦社会裁判所

第三八条 「所在地、構成、服務監督」

(1) 連邦社会裁判所は、カッセル市におく。

(2) 連邦社会裁判所は、長官、裁判長裁判官、その他の職業裁判官および名譽職裁判官により構成される。職業裁判官は満三三歳に達していなければならない。職業裁判官の任命については、裁判官選出法の規定が適用される。裁判官選出法第一条第

一項にいう主務大臣は連邦労働社会秩序大臣とする。

(3) 連邦労働社会秩序大臣は、連邦社会裁判所に対して一般的な服務監督を行なう。大臣は、行政事務および服務監督の事務を連邦社会裁判所の長官に委任することができる。

第三九条 「職分および事物管轄」

(1) 連邦社会裁判所は、上告審として裁判する。

(2) 連邦社会裁判所は、始審かつ終審として、第五一条に定める事項に関する連邦と州の間ならびに州相互間の非憲法的性質の争訟について裁判する。連邦社会裁判所が、それらの事項において、ある争訟を憲法上のものであると判断した場合、事件を連邦憲法裁判所に移送する。連邦憲法裁判所は拘束的效果をもって裁判する。

第四〇条 「専門部」

裁判部の設置および構成については、第三一条第一項および第三三条を準用する。金庫医師法事件および鉱業に関する災害保険を含めた鉱山労働者保険事件については、それぞれにつき一裁判部を設置する。

第四一条 「大法廷」

(1) 連邦社会裁判所においては、長官、陪席裁判官としての六名の職業裁判官および四名の名譽職裁判官により構成される大

法廷をおく。

(2) 職業裁判官は各二名ずつが、社会保険、失業保険および戦争犠牲者援護の各事件を扱う裁判部に所属していなければならぬ。

(3) 以下の各号に掲げる事件についてはつぎの者が、名誉職陪席裁判官として、名誉職裁判官に選任された者の中から総務部により抽選で選出される、

一 社会保険事件ならびに連邦雇用庁の事件については、被保険者および使用者の代表から四名、

二 戦争犠牲者援護事件については、戦争犠牲者援護または重度障害者法に習熟した者の代表ならびに援護受給資格者および重度障害者法第一条および第二条にいう障害者の代表から四名。

(4) 職業裁判官および名誉職裁判官ならびに差し支えある場合に代理する職業裁判官および名誉職裁判官は、大法廷の裁判官として総務部により二業務年度を任期として任命される。

(5) 大法廷の裁判長裁判官は長官がとめ、差し支えのある場合には勤務歴において最年長の裁判長裁判官がとめる。第四条の場合には関係裁判部の裁判長裁判官が、第四三条の場合には関係裁判部の裁判長裁判官または裁判長裁判官により指名

された当該裁判部の一名が、大法廷裁判官の資格をもって大法廷の弁論に関与する。可否同数の場合には、裁判長裁判官の意見によつて決する。

第四二条 「先例変更を理由とする大法廷開催の提案」

ある法律問題において、ある裁判部が他の裁判部または大法廷の裁判決定と異なる判断をしようとする場合、大法廷が裁判する。

第四三条 「原則的な法律問題」

裁判部は、法の形成または判例統一の確保のために必要と認める場合には、原則的に重要な問題について大法廷の裁判を求めることができる。

第四四条 「大法廷の裁判、口頭弁論」

(1) 大法廷は口頭弁論に基づいて、法律問題について裁判する。

(2) 裁判は、当該事件につき裁判部を拘束する。

(3) 事件の裁判が、関係裁判部における新たな口頭弁論を必要とする場合には、大法廷により言い渡された法律問題の裁判決定を通知したうえで、当事者を弁論に呼び出すことを要する。

第四五条 「名誉職裁判官、定数、選任、在職期間」

(1) 連邦労働社会秩序大臣は、連邦社会裁判所長官の意見を聴いて、個々の部門に選任されるべき名誉職裁判官の数を決定す

料
る。

資

(2) 名譽職裁判官は、連邦労働社会秩序大臣により、推薦名簿（第四六条）に基づいて四年の任期で任命される。名譽職裁判官は、少数者集団を公正に配慮して、適切な割合で推薦名簿から選任されなければならない。

(3) 名譽職裁判官は、その在職期間の終了後、後任者が選任されるまで職務を遂行する。再任は許される。

第四六条 【推薦名簿、推薦権】

(1) 社会保険事件および失業保険事件を扱う裁判部に関与する名譽職裁判官の推薦名簿は、第一四条第二項に掲げる組織および行政当局により作成される。

(2) 金庫医師法事件を扱う裁判部に関与する名譽職裁判官の推薦名簿は、金庫医師（金庫歯科医師）協会および連邦規模のすべての疾病金庫連合会⁽⁶⁾により作成される。

(3) 戦争犠牲者援護事件を扱う裁判部に関与する名譽職裁判官は、最上級の州行政当局ならびに連邦規模の組織でありかつ相当数の構成員を有する戦争犠牲者および重度障害者の連盟の推薦に基づき選任される。

第四七条 【名譽職裁判官の選任】

連邦社会裁判所の名譽職裁判官は、満三五歳に達していな

ればならない。名譽職裁判官は、社会裁判所または州上級社会裁判所において少なくとも四年間の名譽職裁判官の経歴をもつ者とする。その他については、第一六条ないし第二三条を準用する。ただし、第一八条第四項、第二二条および第二二条第二項に掲げる決定は、連邦社会裁判所の総務部により各年度につきあらかじめ定められた裁判部がこれを行う。

第四八条、第四九条 削除

第五〇条 【事務規則】

事務処理については、総務部が最年長の二名の名譽職裁判官の参加を経て定める事務規則による。事務規則は、連邦参議院の承認を必要とする。

第五章 出訴の途と管轄

第五一条 【出訴の途 (Rechtsweg) の許容性】

(1) 社会裁判権の裁判所は、社会保険、失業保険および連邦雇用庁のその他の事務ならびに戦争犠牲者援護の各事件に関する公法上の争訟につき裁判する。

(2) 社会裁判権の裁判所は、社会法典第五編の定める事項に関して、以下の各号の法律関係または決定に基づいて発生する紛

争についても裁判する、

一 各々の協会および連合会を含む、医師、歯科医師、病院および疾病金庫相互間の法律関係に基づく紛争、

二 医師、歯科医師、病院もしくはその他の医療給付関係者と疾病金庫により構成される共同委員会ならびに大規模医療機器委員会の決定に基づく紛争、

三 疾病金庫またはその連合会の決定または契約に基づく紛争、

さらに、これらの事項に第三者が関与する場合も同様とする。ただし、社会法典第五編第一一〇条の定める事項に関して、大学の診療施設もしくは計画病院（社会法典第五編第一〇八条第一号および第二号）に適用される診療契約の解約告知に基づいて発生する紛争、または社会法典第五編第一二二条の定める事項に関して、大学の診療施設もしくは計画病院への医学上の大規模医療機器の割り当てに基づき発生する紛争は、この限りでない。連邦援護法第二五条ないし第二七条に基づく社会扶助に關連する措置は、戦争犠牲者援護事件に含めないものとする。

(3) 社会裁判権の裁判所は、賃金継続支払法に基づき発生する公法上の争訟に關してもまた裁判する。

(4) 社会裁判権の裁判所は、さらに、法律によつてこの裁判所

への出訴が認められるその他の公法上の争訟につき裁判する。

第五二条 「社会裁判権についての決定」

(1) 社会裁判権の裁判所は、当該裁判所に提起された訴訟事件の許容性につき裁判する。社会裁判権の裁判所が当該事件につきあらかじめ確定力をもつて管轄を有しないと宣言した場合、その他の裁判権の裁判所は当該事件につき社会裁判権に管轄権があることを理由に自らの裁判権を否定することはできない。

(2) 民事、労働、刑事、財政または一般行政の各裁判権の裁判所が当該裁判所に提起された訴訟事件につきあらかじめ確定力をもつて管轄権の有無を宣言した場合、社会裁判権の裁判所は当該決定に拘束される。

(3) 社会裁判権の裁判所が提起された訴訟事件につき管轄権を有しないとする場合、当該裁判所はその事件につき管轄権を有しないと宣言し、同時に原告の申立てに基づいて事件をその事件につき管轄があるものとされる第一審裁判所に移送する。原告は、判決の基礎となる口頭弁論の終結前に限り、移送を求め申立てをすることができ。判決の確定力をもつて、当該事件は判決に示された裁判所に係属したものとみなされる。訴えの提起につき出訴期間を遵守しなければならない場合、その効果は当初の訴えが提起された時点で生じたものとする。手続法

料の規定以外の規定により訴訟係属に付与される効果についても同様とする。

資 (4) 訴えが提起された訴訟事件につき管轄権がないとする裁判所は、被告が原告の申立て（第三項）を了解した旨を述べる場合に、決定をもって事件を移送することができる。

第五三条 「訴えに基づく権利保護」

権利保護は、訴えに基づいて与えられる。

第五四条 「訴えの対象」

(1) 訴えをもって、行政行為の取消しまたは変更および拒否された行政行為またはなされないうで放置された行政行為をなすべき旨の判決を求めることができる。訴えは、法律に別段の定めがない限り、原告が行政行為またはその拒否もしくはその放置により不利益を受けていると主張する場合に、許される。

(2) 行政行為または行政行為の拒否もしくは不作為が違法である場合には、原告は不利益を課されているものとする。行政庁、公法上の社団法人または公営造物法人が裁量にしたがい行為する権限を与えられている場合には、違法性はこの裁量が法律上の限界を越えるかまたは授權の目的に反した方法で裁量が行使される場合にも存在する。

(3) 公法上の社団法人または公営造物法人は、監督行政庁の命

令が監督権の限度を越えると主張する場合に、訴えによりその命令の取消しを求めることができる。

(4) 取消しの対象となる行政行為が法律上の請求権のある給付を内容とする場合、訴えをもって当該行政行為の取消しと同時に給付を求めることができる。

(5) 行政行為が発せられる必要がない場合にもまた、訴えをもって法律上の請求権のある給付の言い渡しを求めることができる。

第五五条 「確認の訴え」

(1) 原告は、即時確認につき正当な利益を有する場合には、訴えをもって以下の各号の確認を求めることができる、

一 法律関係の存在および不存在、
二 いかなる社会保険担当機関が管轄を有しているかの確認、

三 健康障害 (Gesundheitsstörung) または死亡が労働災害、職業病または連邦援護法にいう障害 (Schädigung) の結果であるか否かの確認、

四 行政行為の無効確認。

(2) 本条第一項第一号の確認には、いかなる範囲で拠出金が算出されまたは算入されるべきかの確認も含むものとする。

第五六条 【訴えの併合】

複数の訴えが同一の被告を相手方とし、相互に関連しかつ同一の裁判所の管轄である場合に、原告は一つの訴えにより訴求することができる。

第五七条 【土地管轄】

(1) 訴訟提起の時点において原告の所在地もしくは居所、またはそれらを欠く場合には原告の所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。原告が雇用関係にある場合には、就業地につき管轄を有する社会裁判所に対しても訴えを提起することができる。公法上の社団法人もしくは公営造物法人が、または戦争犠牲者援護事件にあつては州が、訴訟を提起し、その被告が自然人または私法上の法人である場合には、被告の所在地もしくは居所またはその所在地が基準となる。

(2) 遺族年金の第一回目の基本的給付決定が問題になる場合、配偶者を失った者 (Witwe oder Witwer) の居所またはそれを欠く場合にはその所在地が基準となる。配偶者を失った者が存在しない場合には、本法施行区域内の最年少の遺児の居所、またはそれを欠く場合にはその所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。父母または祖父母のみが存在する場合、父母または祖父母の所在地もしくは居所、またはそれらを欠く

場合には所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。父母もしくは祖父母が異なつた居所、または所在地を有している場合、請求権を有する夫または離婚した夫の本法の施行区域内にある居所または所在地が適用される。

(3) 原告が、本法の施行区域外に所在地もしくは居所または所在地を有している場合、被告の所在地もしくは居所、またはそれらを欠く場合には被告の所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。

(4) 連邦規模で定められた固定額 (Festbetrag) に関する第五条第二項第一文の事項については、連邦政府の所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。州の規模で定められた固定額に関する事項および社会法典第五編第一二二条に関する事項については、州政府の所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。

第五七条 a 【金庫医師法事件の土地管轄】

第五条第二項第一文の事項については、金庫医師の許可 (金庫歯科医師の許可) が争点となつている場合には、金庫医師機関 (金庫歯科医師機関) の所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。その他金庫医師法に関する事項については、金庫医師 (金庫歯科医師) 協会の所在地を管轄区域とする

料 社会裁判所が土地管轄を有する。ただし、連邦規模における決定または契約に関する事項については、連邦金庫医師協会の所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。その他、州法が別段の定めをしていない限りでは、州政府の所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。

第五七条 b 「自主運営機関の選挙事件の土地管轄」

社会保険担当機関およびその連合会の自主運営機関の選挙または自主運営機関の補充に関する事件においては、保険担当機関またはその連合会の所在地を管轄区域とする社会裁判所が土地管轄を有する。

第五八条 「管轄裁判所の指定」

(1) 以下の各号に該当する場合には、共通の直近上級裁判所が社会裁判権内部の管轄裁判所を決定する、

一 本来管轄を有する裁判所が、ある特定の訴訟事件において法律上または事実上社会裁判権の行使を妨げられている場合、

二 裁判所の管轄区域の境界につき、いずれの裁判所が当該訴訟事件について管轄を有するかが不明確な場合、

三 ある特定の訴訟事件において、異なる複数の裁判所が法律上の確定力をもって管轄権があると宣言した場合、

四 ある訴訟事件についていずれかの裁判所に管轄権があるにもかかわらず、いずれの裁判所も確定判決をもって管轄権がないと宣言した場合、

五 第五七条の規定による土地管轄が存在していない場合、(2)管轄権の確認のために、各受訴裁判所および各関係者は、直近上級裁判所に抗告することができる。直近上級裁判所は口頭弁論を経ないで管轄を決定することができる。

第五九条 「当事者間における管轄権の合意」

管轄権についての当事者間の合意は、法律上の効果を有しない。管轄権は、その不存在が主張されない場合であっても基礎づけられない。

第二編 手 続

第一章 共通手続規定

第一節 一般規定

第六〇条 「裁判所職員の除斥および忌避」

(1) 裁判所職員の除斥および忌避については、民事訴訟法第四

一条ないし第四四条、第四五条第二項第二文、第四七条ないし第四九条を準用する。忌避に関しては、第一七一条に定める場合を除き決定をもって州上級社会裁判所が裁判する。

(2) 行政手続に参与していた者も、裁判官としての職務の行使から排除される。

(3) 裁判官が、公法上の社団法人または公営造物法人の理事会に所属し、当該裁判手続がその法人の利益に直接関係する場合、民事訴訟法第四二条による予断の懸念は常に理由あるものとみなされる。

第六一条 【秩序規定】

(1) 公開、法廷警察および裁判所用語に関しては、裁判所構成法第一六九条、第一七一条もないし第一九一条を準用する。

(2) 評議および表決については、裁判所構成法第一九二条ないし第一九八条を準用する。

第六二条 【法的聴聞】

裁判決定に先立ち、当事者に法的聴聞の機会が与えられなければならない。聴聞は書面をもって行うことができる。

第六三条 【送達】

(1) 期間の進行を開始させる命令および裁判ならびに期日の指定および呼出しは、これを送達しなければならない。ただし、

告知は明文で定められた場合に限り、これを送達しなければならない。

(2) 送達は、職権により、行政送達法第二条ないし第一五条にしたがってこれを行う。

(3) 国内に居住していない者は、求めに応じて受領代理人を指名しなければならない。

第六四条 【期間】

(1) 他に別段の定めがない限り、送達の翌日、または書面でなされない場合には開示もしくは告知の翌日をもって期間の開始とする。

(2) 日をもって定められた期間は、その最終日の終了をもって満了し、週もしくは月をもって定められた期間は、最終の週もしくは月において当該事故または日時に該当する曜日(8)または暦日に相応する日の終了をもって満了する。最終日に相応する日がない場合には、期間はその月の末日をもって終了する。

(3) 期間の終了が日曜日、法定休日または土曜日にあたる場合、期間は次の平日 (Werktag) の終了をもって満了する。

第六五条 【裁判官による期間の短縮および延長】

申立てに基づき、裁判長裁判官は裁判官の定める期間を短縮しまたは延長することができる。延長の場合、期間は本来の期

料 間の終了時から起算される。

第六六条 「法的救済の教示、出訴期間の適用」

資

(1) 裁判上の救済手段またはその他の法的救済手段に関する期間は、関係人が法的救済手段、法的救済を申し立てるべき行政官署または裁判所、その所在地および遵守すべき期間を文書により教示された場合にのみ、その進行を開始する。

(2) 教示がなされずまたはそれが誤ってなされた場合、法的救済の申立ては、送達、開示または告知の時から一年以内においてのみ許される。ただし、不可抗力により一年の期間満了前に申立てが可能であった場合、または法的救済が許されない旨を書面で教示された場合は、この限りでない。第六七条第二項は、不可抗力に関してこれを準用する。

第六七条 「原状回復」

(1) 過失なくして法律上の手続期間の遵守が妨げられた者に対しては、申立てに基づき、原状回復が許されなければならない。

(2) 申立ては障害が止んだ後一月以内になされなければならない。申立てを理由づける事実は疎明されることを要する。申立て期間内においては、なしえなかった法律行為が追完されねばならない。追完が申立てなくして行われた場合にも、原状回復は許される。

(3) 本来遵守すべき期間の満了後一年が経過した場合、原状回復の申立ては許されない。ただし、申立てが不可抗力の結果一年の経過前になしえなかった場合は、この限りでない。

(4) 原状回復に関しては、なしえなかった法律行為につき判断すべき裁判所がこれを裁判する。原状回復を許可する決定については、不服を申し立てることができない。

第六八条 削除

第六九条 「関係人」

手続の関係人は、以下の各号に掲げる者とする、

- 一 原告、
- 二 被告、
- 三 参加人。

第七〇条 「当事者能力」

以下の各号に掲げる者は、手続に関与することができる、

- 一 自然人および法人、
- 二 権利能力なき社団、
- 三 州法が定めている限りにおいて、行政庁、
- 四 第五一条第二項第一文という委員会組織。

第七一条 「訴訟能力」

(1) 関係人は、契約を締結する能力を有する範囲内において、

訴訟能力を有する。

(2) 未成年者は、民法もしくは公法の規定により手続の対象につき行為能力を認められる範囲内において、自己の事件につき訴訟能力を有する。法的救済の取下げについては、法定代理人の同意を必要とする。

(3) 権利能力を有する社団および権利能力なき社団ならびに行政庁に関しては、その法律上の代表者、理事または特別の受託者がこれにあたる。

(4) 第五十一条第二項第一文という委員会組織（第七〇条第四項）に関しては、長がこれにあたる。

(5) 戦争犠牲者援護事件については、州援護局が州を代理する。

(6) 民事訴訟法第五三条ないし第五六条は、これを準用する。

第七二条 「特別受任者」

(1) 法定代理人を欠く訴訟能力のない関係人については、後見人または監護人が出頭するまで、裁判長裁判官が手続のために特別受任者を任命することができる。特別受任者は、支払の受領以外のすべての権利を行使することができる。

(2) 特別受任者の任命は、関係人またはその法定代理人の滞在地が裁判所所在地からみて遠隔地である場合においても、関係人またはその法定代理人の同意を得て許される。

第七三条 「代理人、補佐人」

(1) 関係人は、手続の各段階において訴訟能力を有する代理人に自己の訴訟行為を代理させることができる。関係人のために医療鑑定人として活動している者は、当該手続において代理人となることができない。

(2) 代理権は文書により授權され、判決の言渡しまでに一件記録の中に保存されなければならない。代理権の付与は裁判所における調書の記載によってもこれを行うことができる。配偶者または直系血族が出頭した場合にあつては、代理権の付与があつたものと推定される。

(3) 代理人が任命された場合、裁判所の通知は代理人あてに行われるものとする。関係人は、口頭でのみ代理権を付与したにすぎない場合または訴訟追行を明示もしくは黙示で承諾していた場合にあつても、自己に不利益な訴訟追行の効力を否定することができない。

(4) その他代理権の範囲および効果については、民事訴訟法第八一条、第八四条ないし第八六条を準用する。代理権は、個々の訴訟行為についてもこれを付与することができる。

(5) 口頭弁論において、関係人は補佐人をもたず出廷することができる。補佐人に関しては、第一項第二文を準用する。

料 補佐人の陳述は、それが関係人により直ちに撤回または訂正されない限り、関係人の陳述とみなされる。

資 (6) 代理人および補佐人の排除に関しては、民事訴訟法第一五七条を準用する。排除が関係人に対してあらかじめ適時に告知されなかった場合において、関係人が弁論に出廷せずまたは出頭した際に裁判官の尋問を受けて申立てを行ったときには、弁論が延期されなければならない。民事訴訟法第一五七条第一項は、定款または代理権授与により訴訟代理の権限が付与されている限りにおいて、労働組合、社会政策的または雇用政策的な目的を有する被用者団体、使用者団体、職能身分的な農業従事者の協会および戦争犠牲者連盟の代理人、構成員および職員に適用されない。

第七三条 a 【訴訟費用救助】

(1) 訴訟費用救助に関する民事訴訟法の規定はこれを準用する。訴訟費用救助を承認された関係人が弁護士を選任権を行使しない場合には、関係人の申立てに基づき、補佐すべき弁護士が裁判所により選任される。

(2) 関係人が第七三条第六項第三文という代理人により代理される場合、訴訟費用救助は認められない。

(3) 第一〇九条第一項第二文は、影響を受けない。

第七四条 【共同参加、主参加】

共同参加および主参加については、民事訴訟法第五九条ないし第六五条を準用する。

第七五条 【参加】

(1) 裁判所は、職権によりまたは申立てに基づき、裁判により正当な利益に影響を受ける第三者を参加させることができる。戦争犠牲者援護事件においてドイツ連邦共和国が申立てをした場合には、参加が認められなければならない。

(2) 第三者が争われている法律関係に関与し、裁判がその第三者に対しても合一にのみなされうる場合、または請求が認容されないが別の保険担当機関または戦争犠牲者援護事件における州が給付義務を負うことが手続の中で明らかになる場合には、その第三者を参加させなければならない。

(3) 参加決定はすべての関係人に送達されなければならない。その際には、事案の状況および参加の理由が示されるものとする。第三者を参加させる決定には、不服を申し立てることができる。

(4) 参加人は、他の関係人の申立ての範囲内において、独立して攻撃防御の方法を行使し、すべての訴訟行為を有効に行うことができる。参加人は、第二項に基づく参加の場合に限り、被

参加人と異なる実体上の主張をすることができる。

(5) 保険担当機関または戦争犠牲者援護事件における州に対しては、参加の後に敗訴の判決を下すことができる。

第二節 証拠保全手続

第七六条 「証拠保全手続」

(1) 証拠物件が滅失するかもしくはその物件の利用が困難になるおそれがある場合、またはある物件の現状確認を要しかつ申立人がその確認につき正当な利益を有する場合、裁判所は関係人の申立てに基づき証拠保全のために実況検分ならびに証人および鑑定人の尋問を行うことができる。

(2) 申立ては、本案につき管轄を有する社会裁判所に対してなされなければならない。差し迫った危険のある場合、申立ては、尋問すべき者が滞在しているかまたは実況検分の対象物が存在している区域を管轄する社会裁判所または区裁判所に対してこれを行うことができる。

(3) 証拠保全手続に関しては、民事訴訟法第四八七条、第四九〇条ないし第四九四条を準用する。

第三節 前置手続

第七七条 「行政行為の拘束力」

行政行為を争う法的救済手段が申し立てられずまたはそれが棄却または却下された場合、⁽¹⁰⁾当該行政行為は、法律に別段の定めがない限り、当該事案における関係人に対して拘束力を有する。

第七八条 「訴訟要件としての前置手続」

(1) 取消訴訟の提起に先立ち、前置手続において行政行為の適法性および合目的性が審査されなければならない。以下の各号に該当する場合には前置手続を要しない、

一 法律上別段の定めがある場合、

二 行政行為が最上級連邦行政庁、最上級州行政庁または連邦雇用庁の長官によりなされた場合、ただし法律が審査を規定している場合はこの限りでない、

三 州または保険担当機関が訴えの提起をしようとする場合。

(2) 災害保険、労働者または職員の年金保険および戦争犠牲者援護の各事件において、法的請求権のある給付に関する行政行為の廃止または変更が請求される場合、取消訴訟は前置手続を

経ることなくしても許される。法的救済の申立てにおいて異議審査請求が訴訟提起かが不明確である場合、申立てが行政行為を発した行政庁に到着したときにはこれを異議審査請求として取り扱わなければならない。複数の権利者のうち一人が異議審査請求をなし、他の一人が直接訴訟を提起した場合には、最初に異議審査請求に対して決定がなされなければならない。

(3) 行政行為をなすべき旨の申請が拒否された場合の義務づけ訴訟については、第一項の規定を準用する。

第七九条、第八〇条、第八一条、第八二条 削除

第八三条 「異議審査請求」

前置手続は、異議審査請求の申立てをもって開始される。

第八四条 「異議審査請求の期間、形式」

(1) 異議審査請求は、行政行為が不服ある者に対して告知された後一月以内に、書面または録取により行政行為を発した行政庁に提出されなければならない。

(2) 異議審査請求の申立て期間は、異議審査請求書が他のドイツ国内の行政庁、保険担当機関もしくはドイツ領事館または船員保険事件に関してはドイツ船員局に到達した場合にも、遵守されたものとする。異議審査請求書は、遅滞なく管轄を有する行政庁または保険担当機関に送付されなければならない。送付を

受けた保険担当機関は審査請求裁決につき管轄を有する機関に請求書を提出しなければならない。その他については、第六六条および第六七条を準用する。

第八五条 「救済、異議審査請求裁決」

(1) 異議審査請求が理由ありとみなされる場合には、当該請求につき救済措置が講じられなければならない。

(2) 異議審査請求につき救済措置が講じられない場合、つぎの各号の機関が異議審査請求に対して裁決を行う、

一 直近行政庁、またはその行政庁が連邦もしくは州の最上級行政庁である場合には行政行為を発した行政庁、

二 社会保険事件においては、代議員総会の指定する機関、

三 連邦雇用庁の事件においては、管理委員会が指定した機関。

(3) 裁決は書面により、理由を付して行われ、関係人に送達されなければならない。関係人には、その際、訴訟の許容性、遵守されるべき出訴期間および管轄を有する裁判所の所在地が教示されなければならない。

(4) 第二項第二号において代議員総会の指定する機関が異議審査請求を認容する意思がない場合、当該機関は、異議審査請求の申立人があらかじめ書面で同意するときに、異議審査請求を

訴えとして管轄を有する社会裁判所に送付することができる。
第八六条 「新しい行政行為、停止的効力」

(1) 前置手続中に行政行為の変更がなされた場合には、新しい行政行為も前置手続の対象になる。新しい行政行為は、異議審査請求に対して裁決を行う機関に遅滞なく通知されなければならない。⁽¹⁾

(2) 保険請求権の元本償却または拠出金もしくは他の給付に関する償還に関する行政行為、または社会保険において継続中である給付を取り消す行政行為に対する異議審査請求は停止的効力を有する。

(3) 戦争犠牲者援護事件または連邦雇用庁の事件において、継続中の給付を取り消す行政行為に対する異議審査請求が提起された場合、第八五条第二項第一号および第三号に掲げる行政庁および機関は不服ある者の申立てに基づき当分の間行政行為の執行の全部または一部を停止することができる。停止が拒否された場合、拒否の行政行為も前置手続の対象となる。

(4) 被用者派遣法第一条に基づく許可が取消し、撤回または更新されなかった場合、第三項を準用する。

(1) 従来、Rechnshilfe は「裁判所共助」(行政裁判所法の南・

高橋訳)または「司法共助」(民事訴訟法の石川訳)、Amtshilfe は「職務救助」(行政裁判所法の南・高橋訳)とされていた。ここでは、Hilfe を裁判所や行政権の機関または官庁がボン基本法第三五条第一項に基づきその職務の遂行上相互に助け合うという意味で「援助」と訳した。さらに、Rechnshilfe は裁判所相互間の援助という意味から、裁判所による援助、Amtshilfe は官庁(官公署)と裁判所との間の援助という意味から「官庁による援助」と訳すことにした。

(2) 原語は Präsidium であり、従来の訳語としては、「上席会議」(裁判所構成法の青山訳)があてられていたが、ここではその内容が裁判官の自治組織であるということなどから、本文のような訳語を用いた。なお、総務部の概要については、木佐前掲書七五頁以下を参照されたい。

(3) この概念は、人の集合体という意味で、権利能力なき社団、民法上の組合および合名会社 (Offene Handelsgesellschaft) などを含む広い概念である。

(4) Gemeinde は日本でいう「市町村」に該当するが、その連合体組織である Gemeindeverband は市町村より上位にある地方公共団体の郡 (Kreis) を含むことがあるため、「市町村」、「市町村連合」とはせず、「ゲマインデ」、「ゲマインデ連合」と訳すことにした。

(5) 原語は Senate である。この語は、州上級社会裁判所お

よび連邦社会裁判所の裁判部を意味するが、社会裁判所の場合は *Kammer* が用いられている。

(6) 金庫医師法に関する訳語はすべて、倉田聡「ドイツ疾病保険制度の形成と発展(上)」『北大法学論集』四〇巻三号(一九九〇年)二七一頁によっている。

(7) ここでは、語感を尊重して本文のように訳した。

(8) 原文は、*das Ereignis oder der Zeitpunkt* である。このうち、*Ereignis* は、辞書のうえでは「事件」や「出来事」などの語があてられているが、ここでは主に労災など社会保険法等に規定された保険事故が念頭におかれているため、このように訳した。

(9) この条文は、民事訴訟法および行政裁判所法のそれよりも、権利救済に厚いといわれている。なぜなら、民事訴訟法第二二四条第二項(同条を適用する行政裁判所法および財政裁判所法も同じ)は期間の延長短縮を「重大な理由が疎明された場合」に限定しているのに対し、本条文はこのような限定を付していないからである。

(10) 原文は *erfolgtos* となっており、その通り訳せば「成果を挙げることができなかった」となるが、具体的には異議審査請求または訴えがしりぞけられた(すなわち棄却または却下された)ことを意味するため、本文のように訳した。

(11) 原語は *Abhilfe* であり、これは原処分庁による事後的な是正措置のことを意味する。

(12) Meyer - Ladewig, a. a. O., S. 366 f. によれば、この通知を行うのは、新たな行政行為を発した行政庁であるとされている。